

## 【事例54】「激安サプリは『定期購入が条件』の場合があります！」

【事例】スマホで「キレイに痩せられるサプリが初回お試し価格500円！」という広告を見つけて注文した。商品が届いて開封すると、請求書とともに書類が出てきた。「定期購入で、2回目以降は1箱4000円。5回以上継続後に解約できる」と書かれていてショックを受けた。電話はとてつなかりにくく、やっとつながったが、扱社は「定期購入のことは広告画面に表示しているのて、解約には応じられない」と断られた。困る。

(相談者：40歳代・女性)

【対処法】① 激安価格に目を奪われ、定期購入であることや、一定期間の購入後でなければ解約を受け付けない、という条件を読まなかったために起こったトラブルです。② 解約を申し入れたくても、電話がつなかりにくくて時間がたってしまい、2回目の商品が届いてしまう場合もあるようです。③ インターネットて注文しようとする場合は、ホームページの隅々にまで目を通す必要があります。特に重要なことほど小さな文字で書かれていることが多いものです。④ スマホの画面は小さいですから、注文の条件は拡大して、しっかり確認してから注文するようにしてください。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。